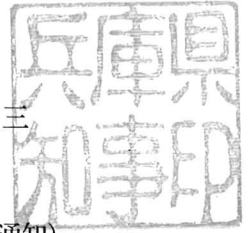


朝来市長 多次 勝昭 様

兵庫県知事 井戸 敏 三



土壤汚染対策法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定について（通知）

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、貴方が所有する土地を特定有害物質によって汚染されている区域として、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

形質変更時要届出区域台帳については、別添のとおり調製し、保管しています。

また、形質変更時要届出区域内において、土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする場合には、法第 12 条第 1 項に基づき、別紙の様式第 10 により届け出る必要がありますので申し添えます。

なお、当該土地の所有権を移転される場合には、次の所有者に対して当該土地が形質変更時要届出区域の指定を受けていることを伝達するとともに、土地の所有者が変更になった旨を県に連絡するようお願いします。

記

1 形質変更時要届出区域

朝来市和田山町竹田字小森山 1761 番地先

2 特定有害物質

ふっ素及びその化合物

3 別添

形質変更時要届出区域台帳（なお、サンプリングの日時及び方法等を記載した書類の送付は省略しています。）

（お問い合わせ先）

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課
水質班

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL : 078-341-7711（内線 3390）

FAX : 078-362-3966

様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整 - 30 - 185	指定年月日・指定番号	平成31年2月12日 形 - 129	所在地	朝来市和田山町竹田字小森山1761番、1761番地先、字雀田2003番、2004番1、2004番2、2005番、2010番1、2011番1、2016番1、2018番1、2020番の各一部	
調製・訂正年月日		平成31年2月12日（調製）、平成31年2月22日（形質の変更）				
形質変更時要届出区域の概況				病院跡地	面積	647.25 m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				該当		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				-		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				-		
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨				-		
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H30.12.7	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境テクノス
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	H31.1.11	H31.3.31	汚染土壌の掘削・埋め戻し	公立豊岡病院組合	有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。